

〔文章は原文ママ、表示形式・改行については一部加工〕

## 文書①

早稲田大学非常勤講師の皆様

早稲田ユニオン代表の大野英士です。

皆様すでにご承知のように5月21日付で早稲田大学より「日本語インストラクター」の就業規定を労基署に届けるための過半数代表選挙を行うという通知がありました。

従来より首都圏大学非常勤講師組合・早稲田ユニオンは早稲田大学に対し、日本語インストラクターという極めて弱い立場にある非常勤教員に対し「日本語インストラクター就業規定」という内部規定にもとづき、5年の更新上限をつけ雇止めにするという早稲田大学の強引な態度に抗議し、日本語インストラクターの待遇を抜本的に改善するよう申し入れを行ってまいりました。

また「日本語インストラクター就業規定」という内部規定にすぎず、個別同意を得ていないものを楯に雇止めを強行するのはそもそも労働基準法89条に違反する行為だと5月15日付で新宿労基署に松村比奈子（首都圏大学非常勤講師組合委員長）、大野英士（早稲田ユニオン代表）、中川勝之（東京法律事務所弁護士）の三名の名で告発いたしました。

しかし、早稲田大学はこうした組合の要請を無視するどころか、従来の「内規」を内容はそのままに労基署に届け出るために、強引に過半数代表者選挙を行うという暴挙にでてきました。

非常勤講師組合・早稲田ユニオンは、2013年秋より専任教職員組合との間に協力関係を構築し、民主的な過半数代表者選挙を実施するために協定を結び、非常勤講師に直接関わるものについては早稲田、戸山、理工の三事業所については非常勤講師組合側から過半数代表を選出するよう取り決めを行ってきました。

しかし、昨年2014年秋に発足した専任教職員組合執行部は早稲田当局と一体化し、非常勤講師組合との協定を無視し、また再三にわたる私たちの抗議を無視して、日本語インストラクターを含む、非常勤講師の待遇に明かな不利益変更をもたらす「就業規則」制定・改正についても、専任組合側から過半数代表候補を立て、ただでさえ極めて困難な状況にある非常勤講師・日本語インストラクターの立場をさらに不安定

にする就業規則の制定・改正に協力する姿勢を崩していません。

こうした状況を背景に、教育学術院所属の非常勤講師で早稲田ユニオンの副代表を務める片山幹生さんが、今回、上記過半数代表者選挙に立候補されることを決意されました。

早稲田大学の強引な姿勢に反省を求め、また、度重なる専任教職員組合の私たち非常勤講師組合・早稲田ユニオンに対する背信行為に抗議するためにも、この過半数代表選挙は負けられません。

そこで、非常勤講師組合執行部では、一学校法人の事業所の「過半数代表選挙」としては異例ではありますが、非常勤講師問題・日本語インストラクター問題に理解のある専任教員や、各地域の非常勤講師組合はじめとし、広く、一般からも推薦人・推薦団体をつのり、立候補と同時に、それら推薦人・推薦団体の名前を連ね、片山さんへの投票を呼び掛けるピラを早稲田キャンパスに配布することにいたしました。

また、日本語インストラクターについては、すでに労働委員会に救済申し立てを行っている東京法律事務所の青龍美和子弁護士の協力を得て、日本語インストラクター問題が実質的な「男女雇用差別」だと日弁連に対し「救済申立て」を準備中で、このことも片山さんへの投票呼び掛けのピラに載せる予定です。

つまり、早稲田大学が非常勤講師組合・早稲田ユニオンの要請を無視し、非常勤講師組合の運動を妨害するために設定した今回の「過半数代表者選挙」を、単に一事業所内の問題に矮小化させず、広く社会に早稲田大学や専任教職員組合の横暴や墮落を印象づけ、日本語インストラクター問題、非常勤問題、ひいては広く非正規労働者の問題を世にしらしめる機会としたいと考えています。

早稲田大学非常勤講師組合の皆様におかれましては、是非とも、今回の過半数代表選挙に片山さんに一票を投じていただくと共に、ご存じよりの専任教員をはじめ、推薦人になって下さる可能性のある方に広くこの情報を拡散し、協力を仰いでいただくようお願い致します。

下記に、そのために準備した推薦依頼書と関連資料（日本語インストラクター「就業規定」、及び早稲田からの通達）を添付いたします。

推薦依頼状の名前の欄に推薦者の名前を書き入れ、ご送付いただければとぞんじます。

なお早稲田大学、早稲田専任教職員組合に私たちの動きを知られると、彼らもそれなりに手を回すと思いますので、あくまで、推薦人依頼は、情報を秘匿していただける信頼のおける方に内密裡にお願いしていただくようご注意願います。

もちろん、立候補期限を過ぎた6月1日以降はピラ、ネット等、あらゆる媒体を駆使して片山さんへの投票呼び掛けを拡散したいと考えています。

何卒皆様のご協力をお願い申し上げます。

大野 英士 拝

\*\*\*\*\*

## 文書②

早稲田大学日本語インストラクター過半数代表選挙へのご推薦依頼  
形式的な過半数代表選挙を打ち破り真の労使交渉を求めて

首都圏大学非常勤講師組合委員長・松村比奈子  
早稲田ユニオン代表・大野 英士

先生

日頃お世話になっております。

首都圏大学非常勤講師組合委員長の松村比奈子、同早稲田ユニオン代表の大野英士です。

さて、早稲田大学は2015年5月14日付の文書で、副総長・常任理事島田陽一氏の名前で従来早稲田大学で最も苛酷な労働環境に置かれている日本語非常勤インストラクター（以下日本語インストラクターと略す）就業規定を労働基準監督署に届け出するための「過半数代表選挙」を行うという通知を早稲田大学にある三組合（専任教職員組合および首都圏大学非常勤講師組合）に送付してきました。

日本語インストラクターとは、早稲田大学日本語教育センターに1年契約で雇われ、主として日本に留学してきた外国人に日本語を教える非常勤講師のことです。その大多数は、女性であり、早稲田大学で働く他の非常勤講師に比べても給与は約2分の1（授業1回2時間で5000円から7000円）、授業に必要な準備時間も含めて計算するとその時給は法定の「最低賃金」すら下回る者もいるという極めて劣悪な待遇で働かされている最も弱い立場の非正規教員です。私たちは、日本語インストラクターのこのような異常に低い処遇は、女性に対する間接差別の疑いもあると考えています。

彼ら日本語インストラクターは2009年以前は早稲田総研インターナショナル（現早稲田大学アカデミックソリューション）という早稲田の子会社に所属していましたが、非常勤組合が厚労省に対し、彼らの労働形態は「偽装請負」では

ないかと指摘したこともあり、2009年に早稲田大学は彼らを「直接雇用」に切り替えました。しかし、すでに契約が終わり授業開始をひかえた2009年の3月に行われた授業説明会において早稲田は突然彼らの契約更新に5年の上限を設けることを表明し、5月に「日本語インストラクター就業規定」なる「内部規定」を制定し、これを4月に「遡及適用」する形で運用を始めました。

この「就業規定」は過半数代表選挙を行うこともなく、労基署に届出もされていない正規の「就業規則」ではなく、新宿労働基準監督署の若月知宏労働基準監督官によれば、労働基準法に定められた就業規則としての要件も満たしておらず、必要な周知もされていないことから、およそ「就業規則」の名に値しないものでした。

しかし早稲田大学は2014年3月にこの「就業規定」に定められた契約更新上限がおとずれたとして、20人ほどの日本語インストラクターを雇い止めにし、その前年、非常勤講師組合の呼び掛けに応じて「雇用契約書」の5年更新条項に不同意の添え書きをした9名については再雇用を認めたとの、その後も、2014年9月、2015年3月と、5年の「更新上限」に達したと彼らが主張する日本語インストラクターを次々に雇い止めてきました。

首都圏大学非常勤講師組合・早稲田ユニオンは、早稲田大学との団体交渉を通じて、この就業規定はそもそも労基署に届け出た正規の就業規則ではなく、この規定を理由に5年上限で雇い止めを強行することは不当だとして、早稲田大学に日本語インストラクターの契約に更新上限を設けることを撤回し、雇い止めを中止するよう要求してきました。

また、そうした趣旨から、首都圏大学非常勤講師組合委員長松村比奈子、早稲田ユニオン代表大野英士、東京法律事務所弁護士中川勝之の三名が、そもそもこの「就業規定」は労基署に届け出していない以上違法だとして労基法89条違反として2015年5月15日に新宿労基署に告訴・告発いたしました。

これはもとより、頑なに日本語インストラクターの5年上限に固執する早稲田大学に反省を促し、労使交渉の場で、すみやかにこの条項の撤回を行い、現在も続く雇い止めを止めさせる意図に基づくものに他なりません。

しかし、早稲田大学はあろうことか新宿労基署からもその不備が指摘されている「日本語インストラクター就業規定」を5年上限を含む内容を変更することなくそのまま労基署に届け出するため、今般、強引に過半数代表選挙を設定してきました。

ご承知のように日本の労働現場では労働行政の空洞化が進み、労基署は過半数代表選挙に基づく「意見書」がつかないれば事実上どんな内容の「就業規則」でも受理するのが現実です。早稲田大学では2013年2月に行われ社会的に問題となった「幻の過半数代表選挙」以来、大学、専任教職員組合と非常勤講師組合との間で非常勤講師に関わる問題については非常勤講師組合から過半数代表を選ぶという協定が結ばれましたが、昨年10月に発足した専任教職員組合現執行部は早稲田大学当局と結託し、日本語インストラクターは「非常勤講師」ではないとして、過半数代表選挙候補は専任教職員組合を中心に選定することを通告してきました。

これに対し、私たち首都圏大学非常勤講師組合は、これに対し教育学部所属の非常勤講師片山幹生氏を私たちの「過半数代表」候補として大学と専任教職員組合に対抗することを決定しました。片山氏は早稲田大学大学院文学研究科修士課程・博士期後期課程出身で、専攻はフランス文学で、中世フランス演劇およびフランス演劇を専門とする研究者です。2004年秋から非常勤講師として早稲田大学の複数の学部で主にフランス語の授業を担当しています。彼は早稲田大学が非常勤講師就業規則を制定した2013年4月より首都圏大学非常勤講師組合の執行委員となり、早稲田ユニオン分会の結成にあたっては中心メンバーとして精力的に活動し、多くの方を加入に導きました。ユニオン分会結成後は、連絡用MLの管理、分会ニュースの発行、団交や執行委員会の報告、教職員組合との懇談等で中心的な役割を果たしてきました。片山氏は2013年以來の就業規則を巡る大学理事会と教職員組合の不誠実なふるまいに強い憤りを覚え、今回の過半数代表選出選挙への立候補を決意されました。

これは単に大学が形式的に設定した過半数代表選挙を認め、単に、求められた「意見書」を書くということではなく、

仮に、過半数代表選挙に勝利しても「意見書」を書かないための「候補」です。

むしろ私たちは、今回の過半数代表選挙の異常性・不当性を広く社会に訴える機会にしたいと考えます。

つまり、鎌田慧総長、島田陽一副総長という民法学者、労働法学者を経営トップに戴く早稲田大学が「最低賃金以下」の劣悪な労働環境で働く非正規教員を5年で雇い止めにし、彼らの生活を破壊するために形骸化した労働法制を利用するという「奇怪な事態」に広く社会の耳目を集め、彼らに正常な労使交渉の場につかせることで、日本語インストラクターの立場を守る機会にしたい。

さらには、「就業規則」「過半数代表選挙」という労働基準法に定められながら、完全に形骸化した制度を悪用して、ただでも苦しい非正規労働者の生活を圧迫する早稲田大学の悪行を天下にさらすことにより、同じように困難な状況にある非正規労働者の立場や、その運動に対し、日本社会全体に関心を持っていただくきっかけにしたいと考えています。

その為には、今回の「過半数代表選挙」を一学校法人の「手続き」問題に倭小化させず、全国的な広がりを持った一つの「事件」として立ち上げる必要があると考えました。

そのためには是非 先生のお力が必要です。

ぶしつけなお願いで恐縮なのですが、この過半数代表選挙の私達の代表である片山幹生氏に対し、先生のご推薦を戴けないでしょうか？

「形式的な過半数代表選挙ではなく真の労使交渉による問題解決を」という私たちの運動に対するご賛同を表明していただくということで、それ以外の目的で先生のお名前を利用する考えは毛頭ございません。

選挙の公示は6月1日の午後4時までとなっております。それまでに、チラシやウェブでの配布物を用意し、先生のご推薦を戴いていることを広く広報いたしたいとぞんじます。

何卒、私たちのささやかな運動にご賛同いただき、是非とも、片山幹生氏へのご推薦を賜りますようお願い申し上げます。